

# 明治四年・岡山県における

## 農民騷擾に関する裁判資料(一)

中山勝

### 目次

#### 解題

(Ⅰ) 岡山県備前国磐梨郡田原下村農阿部清太郎発意ニテ同村農近藤嘉十郎外六名明治四年水災ニテ年貢上納シ難キ歎願及フ可クト他村ヲ誘引シ為メニ各郡村々動搖為シタルニ付処刑方ノ件

- (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令
- (二) 明治五年六月日欠・岡山県処刑伺………以上第一回本号掲載
- (三) 阿部清太郎外七名口供書………以下  
次号

(Ⅱ) 岡山県備前国磐梨郡松木村農黒田小太郎外七名前件(Ⅰの事件——中山註)ニ関シ願書ヲ執筆シ或ハ暴動ニ附従為シタルニ付処分方ノ件

- (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令
  - (二) 明治五年六月日欠・岡山県処刑伺
  - (三) 黒田小太郎外七名口供書
- (Ⅲ) 岡山県備前国赤坂郡南佐古田村農清野弥代次外九名田畑改正ニテ難渋ニ付歎願ス可ク多人数寄合遂ニ大里正山口村小坂石平外二名宅へ押懸家財打碎又ハ焼捨乱暴及ヒシニ付処刑方ノ件

- (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令

明治四年・岡山県における農民騷擾に関する裁判資料(一)(中山)

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

- (一) 明治五年六月日欠・岡山県処刑伺
- (二) 清野弥代次外八名口供書

(Ⅳ) 岡山県伺備前国津高郡河内村之内山条農吉村新三外七名貢米十分一納額出可ク多人教寄合遂ニ同郡辛香村里正中山辰四郎外二名宅へ押懸ケ家財打碎又ハ放火及ヒシニ付処刑方且新三ハ同囚破牢ノ企アルヲ密告セシニ依リ死一等ヲ減ス可キヤノ件

- (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令
- (二) 明治五年六月日欠および同年九月二十日・岡山県処刑伺
- (三) 吉村新三外七名口供書

(Ⅴ) 岡山県伺備前国上道郡百枝月村農塩見虎三郎外四名近郷村々動揺ヲ聞同断出願ス可ク寄合出張役人へ歎願書差出シ他村ノ暴動ニ関セサルニ依リ無罪タル可キヤノ件

- (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令
- (二) 明治五年六月日欠・岡山県処刑伺
- (三) 塩見虎三郎外四名口供書

## 解題

ここに紹介する資料は、明治四年十一月から同年十二月にかけて岡山県下の磐梨(十二月一日)、赤坂(十一月二十八日)、津高(十二月三日)、上道(十二月三日)の諸郡において発生したいわゆる悪田畑改正に反対する農民騒擾に関する裁判資料である。

これらの農民騒擾については、現在までに、細川広世編『明治政覽』(明治十八年)<sup>1)</sup>、千種尋常高等小学校『太田吉岡村誌』(大正十三年)<sup>2)</sup>、木村靖二『日本農民争闘史』(昭和五年)<sup>3)</sup>、岡尋『赤磐郡銘鑑』(昭和二十八年)<sup>4)</sup>、『金川町史』(昭和三十二年)<sup>5)</sup>、青木恵一郎『日本農民運動史』第二卷(昭和三十三年)<sup>6)</sup>、『岡山県の歴史』(昭和三十七年)<sup>7)</sup>、谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(昭和三十九年)<sup>8)</sup>、青木虹二『明治農民騒擾年表』(昭和四十二年)<sup>9)</sup>、『岡山県政史』<sup>昭和・大正編</sup>前編(昭和四十二年)<sup>10)</sup>、有元正雄『地租改正と農民闘争』(昭和四十三年)<sup>11)</sup>、『岡山市史』社会編(昭和四十三年)<sup>12)</sup>、谷口澄夫『岡山県の歴史』県史シリーズ33(昭和四十五年)<sup>13)</sup>、岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会『一宮町の歴史と現代』地域

研究第14集(昭和四十五年)<sup>(14)</sup>、片山峯吉編『馬屋下村史』(昭和四十六年)<sup>(15)</sup>、『岡山県政百年の歩み』(昭和四十六年)<sup>(16)</sup>、岡崎誠編『上道町史』(昭和四十八年)<sup>(17)</sup>、『岡山県警察史』上巻(昭和五十一年)<sup>(18)</sup>、蓬郷巖『岡山の県政史』岡山文庫69(昭和五十一年)<sup>(19)</sup>、柴田一・朝森要『郷土史事典・岡山県』(昭和五十五年)<sup>(20)</sup>、仙田実『和氣の歴史』(昭和五十五年)<sup>(21)</sup>、太田健一『明治四年岡山藩悪田畑改正の考察』(昭和五十八年)<sup>(22)</sup>、『赤坂町誌』(昭和五十九年)<sup>(24)</sup>、『和氣郡史』通史編・下巻・I(昭和五十九年)<sup>(24)</sup>、『瀬戸町誌』(昭和六十年)<sup>(25)</sup>、『岡山県史』第十巻・近代I(昭和六十年)<sup>(26)</sup>、『御津町史』(昭和六十年)<sup>(27)</sup>、『山陽町史』(昭和六十一年)<sup>(28)</sup>、柴田一・太田健一『岡山県の百年』県民100年史・33(昭和六十一年)<sup>(29)</sup>などにその概況が紹介され、また、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』(昭和六年)<sup>(30)</sup>、長光徳和編『備前・備中・美作百姓一揆史料』第五巻(昭和五十三年)<sup>(31)</sup>などには、関係資料が復刻、収録されている。騒擾の概要は、これらの文献によって、一応のことは明らかになっている。しかし、上記文献の騒擾に関する記述の内容は、きわめ

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

て簡単であり、また、復刻された資料には、騒擾関係者の中の死刑をふくむ重罪犯に対する刑事処分を最終的に決定した司法省の資料が全く見当たらないため、騒擾の司法的処理の過程については、未だ闡明ならざる部分が多い。

ところが、私は数年前、これら騒擾の重罪犯に対する処分をめぐって岡山県と司法省との間に取り交わされた記録が、法務省法務図書館に存在していることを知った。その文書は、『岡山県暴動一件』<sup>(32)</sup>と題するもので、その内容は、明治五年六月(日欠)、岡山県が司法省に提出した「備前国磐梨郡田原下村百姓阿部清太郎外七人御仕置伺書」、「備前国磐梨郡松木村百姓黒田小太郎外七人御仕置伺書」、「備前国赤坂郡南佐古田村百姓清野弥代次外九人御仕置伺書」、「備前国津高郡河内村之内山条百姓吉村新三外七人御仕置伺書」、「備前国上道郡百枝月村百姓塩見虎三郎外四人御仕置伺書」および同年九月二十四日、同県が司法省に提出した「備前国津高郡河内村之内山条百姓吉村新三御仕置伺書」とそれら六件に対する同年十月二十四日付の司法省指令であり、さらに、その文書には関係者が岡山県に提出した口供書すなわち自白調書が添附されている。これらの文書が、騒擾

に關するきわめて貴重な資料であることはいうまでもないところであろう。ここに、その全文を復刻、紹介するのである。以下、各資料について簡単な解題を附しておく。

なお、これらの農民騒擾に関する裁判の経過の詳細等については、近く發表予定の拙稿にゆづることとする。

### Ⅰ 磐梨郡田原下村阿部清太郎

#### 外七人処刑伺

#### (一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令

この指令は、発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬申十月廿四日付」と記されているから、これが指令の日であったと思われる。司法省指令は、当時頒布されていた新律綱領の条項によらずに、新律綱領の改正草案として準備されつつあった新律條例に準拠したものである。

すなわち新律條例第百六十五条(賊盜律・兇徒聚衆附例)の「凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等従ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減ス」によつたものと思われる。司法省は、阿部については、「強訴横逼ノ類ト同シカラス」として、法定刑より一等を減じて「徒三年」と

し、近藤(嘉)および尾関については、阿部の「従タルヲ以テ又一等ヲ減シ」て「徒二年半」とした。これは、新律綱領・名例律下・加減罪例の中に「減ト称スル者ハ。本罪上ニ就テ減輕ス。仮令ハ。……徒三年ハ。徒二年半ニ坐スルノ類。惟ニ死三流ハ。各一減ト爲ス。仮令ハ。……流罪ヲ犯スニ。一等ヲ減スレハ。徒三年ニ坐スルノ類」とあるからである。また、近藤(義)外三名については、新律條例第百六十二条(同前)の中の「附和隨行シ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ……違令ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖罪スルコトヲ聽ス」を適用して「贖罪金三両ツ、」としたのであろう。これは、新律綱領・雜犯律・違令条の中に「凡令ニ違フニ。重キ者ハ。笞四十」とあり、新律綱領・贖罪收贖例図によれば、「笞四十」の贖罪金は「三両」とされているからである。司法省の指令は、阿部、近藤(嘉)、尾関については、岡山県の求刑よりも格段と軽く、近藤(義)、太田、阿部(亀)、藤原については、重いものであった。そして、岡山県の關係者に対する判決は、全て司法省の指令をそのまま遵守したものであった(「県治紀事・騒擾」国立公文書館蔵『岡山県史料』四十三)。なお、刑の宣告日については、近藤(嘉)の明治五年十二月十日(長光徳和編・前掲『備前

・備中・美作百姓一揆史料』一九二三頁）以外は不明である。また、この「県治紀事・騒擾」は、近藤（嘉）および尾関を「徒三年半」とし、「藤原品蔵」を「藤井品蔵」としているが、誤記であろう。ちなみに、この文書には、「三輪田」、「縣」、「青木」、「松本」、「松岡」、「江藤」、「不明」の各捺印がみられるが、これは、指令の起案に関与した司法省官員のそれであろう。すなわち、三輪田は九等出仕三輪田元綱、縣は少判事縣信緝、青木は中判事青木信寅、松本は権大判事松本暢、松岡は十等出仕松岡守信、江藤は卿江藤新平のことであろう。<sup>(94)</sup>

(二) 明治五年六月(日欠)・岡山県処刑例

この伺書は、宛名を欠くが、岡山県より司法省への処刑例である。なお、岡山県伺は、「不屈之至ニ付」あるいは「不屈ニ付」とするのみで、とくに準拠法令を明示していないが、これは、関係者に適用すべき法条を新律綱領の中にみいだしえなかったためであろう。<sup>(95)</sup>

(三) 阿部清太郎外七名口供書

明治五年三月十五日(阿部、近藤(嘉)、尾関)およ

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

び同年三月二十四日(近藤(義)、太田、阿部(龜)、藤原、田村)に關係者が、裁判がおこなわれた岡山県の断獄係においておこなった自白の調書である。これは、被告側の記録であり、現在までに復刻された資料にはみえないものであり、これを検討すれば、八名の被告が騒擾の中で果たした各自の役割が明らかになるばかりでなく、騒擾の全体像の解明にもつながるものである。

Ⅱ 磐梨郡松木村黒田小太郎外七人処刑例

(一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令

この指令は、発令年月日を欠くが、指令書の冒頭に「壬申十月廿四日付」と記されているから、これが、指令の日であったと思われる。司法省指令は、前述の(一)と同様に新律条例第六十五条に準拠したものである。司法省の量刑は、黒田については、「村市ヲ毀壞シ良民ヲ擾害スルノ情無シ」と事実認定のうえ、新律条例第六十五条の中の「從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減ス」を適用して、「徒二年半」を量定し、これに、囚監中の明治五年五月二日の脱監、越獄の罪が加等され、新律綱領・捕亡律・獄囚脱監及反獄逃走条の中の「凡罪ヲ犯シ。囚禁セラレテ。脱監。及ヒ越獄シテ。逃走スル者

ハ。各本罪上ニ。二等ヲ加ヘ。罪。流三等ニ止ル」により、「本罪」たる「徒二年半」に二等を加え「准流五年」としたものである。<sup>96)</sup>近藤については、I(一)で述べた近藤(義)外三名と同様の手続により、違令軽(新律条例第六十二條)→管三十(新律綱領・雜犯律・違令

つ宣告されたかは不明である。<sup>97)</sup>ちなみに、この指令書にも、「縣」、「青木」、「松本」、「松岡」、「江藤」、「不明」の各捺印がみられるが、I(一)で述べたと同様の司法省官員のそれである。

条)→贖罪金二兩一分(新律綱領・贖罪收贖例)としたか、新律条例を適用せず直接に新律綱領・雜犯律・違令条および同・贖罪收贖例を適用したかのいずれかであろう。本近については、微罪と認定し、新律条例第二百九十一條(雜犯律・違令附例)の「凡式ニ違フ者ハ管二十輕キ者ハ一等ヲ減ス其所犯極テ輕ク管ニ及サル者ハ事情ヲ酌量シテ拘留呵責ニ処シ以テ權衡ヲ別ツ」および新律条例第一條(名例律・五刑附例)の「凡犯罪極テ輕ク管ニ及ハサル者ハ止タ呵責シテ放免ス」によつたものであろう。田淵については、I(一)で述べた近藤(義)外三名と同じ手続で量刑したものである。司法省

(一) 明治五年六月(日欠)・岡山県処刑伺  
この伺書も宛名を欠くが、岡山県より司法省への処刑伺であり、また、とくに準抛法令を明示していない。

の指令は、黒田については、脱監、越獄の罪を加等しても岡山県の求刑より軽いが、近藤、本近、田淵については、無罪が有罪とされている。そして、岡山県の関係者に対する判決は、全て司法省の指令をそのまま遵守したものであった(前掲「県治紀事・騒擾」)が、それがい

(二) 黒田小太郎外七名口供書  
明治五年三月十五日(黒田)、同年三月二十四日(近藤、小引、畑、畑(嘉)、観證、本近、田淵)および同年五月四日(黒田、脱監、越獄)に関係者が、裁判のおこなわれた岡山県の断獄係においておこなつた自白の調書である。

### III 赤坂郡南佐古田村清野弥代次 外九人処刑伺

(一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令  
この指令は、発令年月日を欠くが、冒頭に「壬申十月

廿四日付」と記されていること、新律条例に準拠していることなどにおいて、Ⅰ(一)およびⅡ(一)と同様である。司法省の量刑は、清野(弥)については、兇徒聚衆罪によらず、新律条例第二百九十条(雑犯律・違令附例)の中の「凡制ニ違フ者ハ杖一百」および新律条例第二条(名例律・五刑附例)の中の「凡犯罪者杖ニ該ル者ハ一体ニ打決ラ廃シ管杖一等毎トニ日数十日ニ折シ……懲役ニ換フ……杖……一百 懲役百日」を適用したか、それとも、新律条例第二百九十条および明治五年四月(日欠)・太政官第百十三号布告をもって頒布された懲役法を適用したかのいずれかであろう。田中については、新律綱領・罵詈律・罵本属長官条の中の「本属ノ……奏任長官ヲ罵ル者ハ杖九十……其長官。及ヒ本属ニ非ル者ハ。各二等ヲ減ス」によって「杖七十」を選択し、これに、護送中に逃走した罪が加等され、新律条例第三百条(捕亡律・獄囚脱檻及反獄逃走附例)の中の「脱檻及ヒ越獄シテ逃走スル者ハ律ニ依リ加等罪ヲ科スル」および新律綱領・捕亡律・獄囚脱監及反獄逃走条の中の「脱監。及ヒ越獄シテ。逃走スル者ハ。各本罪上ニ。二等ヲ加」により、本罪たる「杖七十」に二等を加え「杖九十」としたうえで、前述の懲役法もしくは新律条例第

二条の中の「杖……九十 懲役九十日」によったものであろう。花房(林)外四名については、新律条例第一百二十二条の中の「附和随行シ場ニ在テ勢ヲ助クル者ハ……違令ニ問ヒ輕重ヲ分チ贖罪スルコトヲ聽ス」および新律綱領・雑犯律・違令条の中の「令ニ違フニ。重キ者ハ。管四十。輕キ者ハ。一等ヲ減ス」を適用して、「贖罪金二兩壹分」としたのであろう。これは、新律綱領・贖罪收贖例図によれば、「管三十」の贖罪金は「二兩壹分」とされているからである。司法省の指令は、清野(弥)、田中については、岡山県の求刑よりも格段と軽いものであるが、花房(林)外四名については、無罪であったものが、微罪とはいえ有罪とされ、かえって重くなっている。そして、岡山県の関係者に対する判決は、全て司法省の指令をそのまま遵守したものであった(前掲「県治紀事・騒擾」)。刑の宣告日については、田中は不明であるが、それ以外の九名は、明治五年十一月十日である(長光・前掲『備前・備中・美作百姓一揆史料』一九二七頁)。ちなみに、この指令書にも、「縣」、「青木」、「松本」、「松岡」、「江藤」、「不明」の各捺印がみられるが、これらは、Ⅰ(一)で述べたように指令の起草に関係した司法省の官員のそれであろう。

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

(一) 明治五年六月(日欠)・岡山県処刑伺

この資料については、前述のⅡ(二)の解題を参照されたい。

(三) 清野弥代次外八名口供書

明治五年三月十五日(清野(弥))、同年三月二十八日(花房(林)、清野(代)、近見、花房(岩)、花房(長)、清野(豊)、長瀬、清野(理))に關係者が、裁判のおこなわれた岡山県の断獄係においておこなった自白の調書である。

#### Ⅳ 津高郡河内村吉村新三外七人処刑伺

(一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令

この指令も、発令年月日を欠くが、冒頭に「壬申十月廿四日付」と記されていること、新律条例に準拠していること、「縣」、「青木」、「松本」、「松岡」、「江藤」、「不明」の各捺印がみえることなどの点は、前出の可法省指令と同一である。司法省の量刑は、吉村(新)については、兇徒聚衆罪を適用せず、新律条例第二百九十条の中の「制ニ違フ者ハ杖一百」を適用し、これに、囚監中に同囚の脱獄を通報したことを考慮し、新律条例

(中山)

第三百一条の中の「反獄ノ情ヲ知テ首報スル者斬絞以下各本罪一等ヲ減ス」を適用し、本罪たる「杖一百」から一等を減じて「杖九十」とし、さらに、懲役法もしくは新律条例第二条により「懲役九十日」としたものであろう。竹谷については、新律条例第二百九十条を適用したものである。吉村(林)外四名については、新律条例第六百六十二条および新律綱領・雜犯律・違令条を適用し、「笞三十」を量刑し、さらに、新律綱領・贖罪收贖例図により「贖罪金二兩一分ツ、」としたものであろう。

司法省の指令は、吉村(新)、竹谷については、岡山県の求刑よりも格段と軽いものであるが、吉村(林)外四名については、無罪であったものが、微罪とはいえず、有罪となっている。そして、岡山県の關係者に対する判決は、全て司法省の指令をそのまま遵守したものであった(前掲「県治紀事・騒擾」)が、それが、いつ關係者に宣告されたかは不明である。

(二) 明治五年六月(日欠)および同年九月二十

四日・岡山県処刑伺

六月の処刑伺については、前述のⅡ(二)の解題を参照されたい。九月二十四日の処刑伺は、六月の処刑伺で

一度「絞罪」と量刑された吉村新三が、六月二十三日、同じく囚監中の賀陽郡板倉村の守屋喜右衛門外の脱獄を通報したため、減刑することとなり、司法省へ提出されたものである。<sup>(39)</sup>

(三) 吉村新三外七名口供書

明治五年三月十五日(吉村(新)、竹谷)、同年三月二十五日(吉村(林)、寺門(石)、逢坂、江見)、同年四月三日(寺門(久)、岸田)、同年七月二日(吉村(新))に関係者が、裁判のおこなわれた岡山県の断獄係においておこなった自白の調書である。

V 上道郡百枝月村塩見虎三郎外四人処刑伺

(一) 明治五年十月二十四日付・司法省指令

この指令も、発令年月日を欠くが、冒頭に「壬申十月廿四日付」と記されていること、新律条例に準拠していること、「縣」、「青木」、「松本」、「松岡」、「江藤」、「不明」の各捺印がみえることなどの点は、前出の司法省指令と同一である。司法省の量刑は、塩見(虎)については、新律綱領・雑犯律・不応為条の「凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事

ヲ為ス……事理重キ者ハ。杖七十」を適用し、「杖七十」を選択したうえで、「情憫諒スヘキ」ものがあると認定し、新律綱領・贖罪取贖例により、「杖七十」の贖罪金「五兩一分」としたものである。三宅、塩見(美)については、塩見(虎)の従犯として一等を減じ、「杖六十」としたうえで、「杖六十」の贖罪金「四兩二分」としたものである。久保については、新律条例第六十四条(賊盜律・兇徒聚衆附例)の「其余墻屋ヲ毀ツ者ハ不応為重ニ問フ」を適用し、さらに、新律綱領・雑犯律・不応為条により「杖七十」を選択したうえで、新律条例第二条(名例律・五刑附例)の中の「凡犯罪答杖ニ該ル者ハ一体ニ打決ヲ廃シ答杖一等毎トニ日数十日ニ折シ……懲役ニ換フ……杖……七十 懲役七十日」を適用したか、それとも、「杖七十」を選択したうえで、前述の懲役法を適用したかのいずれかであろう。三木については、新律綱領・雑犯律・不応為条を適用し、「杖七十」を選択し、これを懲役法により「懲役七十日」と読み換えたものである。司法省の指令は、塩見(虎)、三宅、塩見(美)、久保については、岡山県の求刑が無罪であったものが、有罪とされ重くなっている。そして、岡山県の関係者に対する判決は、全て司法省の指令をそのま

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

ま遵守したものであった(前掲「県治紀事・騒擾」)が、それが、いつ関係者に宣告されたかは不明である。

(一) 明治五年六月(日欠)・岡山県処刑伺

この資料については、前述のⅡ(一)の解題を参照されたい。

(二) 塩見虎三郎外四名口供書

明治五年五月十四日(塩見(虎)、三宅、塩見(美)、久保)、同年六月四日(三木)に関係者が、裁判のおこなわれた岡山県の断獄係においておこなった自白の調書である。

[註]

(1) 細川広世編『明治政覽』(明治十八年)三六三頁。

(2) 千種尋常高等小学校『太田吉岡村誌』(大正十三年)

二〇七—二〇八頁。

(3) 木村靖二『日本農民争闘史』(昭和五年)三三〇—三

二二頁。

(4) 岡尋『赤磐郡銘鑑』(昭和二十八年)一六二—一六四

頁。

(5) 『金川町史』(昭和三十二年)一六五—一六六頁。

(6) 青木恵一郎『日本農民運動史』第二卷(昭和三十三年)二五頁。

(7) 『岡山県の歴史』(昭和三十七年)五二—五三頁。

(8) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(昭和三十九年)七五—七五五頁。

(9) 青木虹二『明治農民騒擾年表』『明治農民騒擾の年次研究』(昭和四十二年)三四—三五頁。

(10) 『岡山県政史』昭和・大正編 前編(昭和四十二年)二八一—二八二頁。

(11) 有元正雄『地祖改正と農民闘争』(昭和四十三年)四八一—四八五頁。

(12) 『岡山市史』社会編『昭和四十三年』一二五頁。

(13) 谷口澄夫『岡山県の歴史』県史シリーズ33(昭和四十五年)一五五—一五八頁。

(14) 岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会『一宮町の歴史と現代』地域研究第14集(昭和四十五年)一五三—一五四頁。

(15) 片山峯吉編『馬屋下村史』(昭和四十六年)三六〇—三六四頁。本書には、発行年月日の記載がないが、本書の「はしがき」に「昭和四十六年二月」と記されているところから、ここでは、一応同年の発行と仮定する。

- (16) 『岡山県政百年の歩み』(昭和四十六年)二二—二二頁。
- (17) 岡崎誠編『上道町史』(昭和四十八年)二五八—二六三頁。
- (18) 『岡山県警察史』上巻(昭和五十一年)九九三—九九八頁。
- (19) 蓬郷巖『岡山の県政史』岡山文庫69(昭和五十一年)二六頁。
- (20) 柴田一・朝森要『郷土史事典・岡山県』(昭和五十五年)一七一—一七二頁。
- (21) 仙田実『和氣の歴史』(昭和五十五年)二三一—二三三頁。
- (22) 太田健一「明治四年岡山藩悪田畑改正の一考察」谷口澄夫先生古稀記念事業会編『歴史と風土』(昭和五十八年)二二四—二二六頁。
- (23) 『赤坂町誌』(昭和五十九年)二八四—二八九頁。
- (24) 『和氣郡史』通史編・下巻I(昭和五十九年)三七—四二頁。
- (25) 『瀬戸町誌』(昭和六十年)四七六—四七七頁。
- (26) 『岡山県史』第十巻・近代I(昭和六十年)四三—四七頁。
- (27) 『御津町史』(昭和六十年)四二—四二四頁。
- (28) 『山陽町史』(昭和六十二年)五四七—五五四頁。

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

- (29) 柴田一・太田健一『岡山県の百年』県民100年史・33(昭和六十一年)五三—五七頁。
- (30) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』(昭和六年)三二九—三三六頁。
- (31) 長光徳和編『備前・備中・美作百姓一揆史料』第五巻(昭和五十三年)一八九五—一九〇頁。
- (32) 法務省法務図書館蔵『岡山県暴動一件』。この文書には、明治五年・第一号・岡山県同備前国磐梨郡田原下村段阿部清太郎発意ニテ同村農近藤嘉十郎外六名明治四年水災ニテ年貢上納シ難キ歎願及フ可クト他村ヲ誘引シ為メニ各郡村々動搖為シタルニ付処刑方ノ件、同・第二号・岡山県同備前国磐梨郡松木村段黒田小太郎外七名前件(第一号——中山註)ニ関シ願書ヲ執筆シ或ハ暴動ニ附從為シタルニ付処分ノ件、同・第三号・岡山県同備前国赤坂郡南佐古田村農清野弥次外九名田畑改正ニテ難決ニ付歎願ス可ク多人數寄合遂ニ大里正山口村小坂石平外二名宅へ押懸家財打碎又ハ燒捨乱暴及ヒシニ付処刑方ノ件、同・第四号・岡山県同備前国津高郡河内村之内山条農吉村新三外七名貢米十分一納額出可ク多人數寄合遂ニ同郡辛香村里正中山辰四郎外二名宅へ押懸ケ家財打碎又ハ放火及ヒシニ付処刑方且新三八同囚破牢ノ企アルヲ密告セシニ依リ死一等ヲ減ス可キヤノ件、同・第五号・岡山県同備前国上道

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

郡百枝月村農塩見虎三郎外四名近郷村々動揺ヲ聞同断出願ス可ク寄合出張役人へ歎願番差出シ他村ノ暴動ニ関セサルニ依リ無罪タル可キヤノ件および明治六年・第一号・岡山県備前国津高郡田地子村農田原小四郎外十七名東常五郎発言ニ同意シ同郡中田村新百姓ヲ降参セシム可ク申称多人數ニテ同村居宅乱暴放火セシニ付処刑方ノ件ノ六件ノ農民騒擾資料が収録されているが、この中の最後の一件は、原田伴彦・上杉聡編『近代部落史資料集成』第二巻・「解放令」反対一揆(昭和六十年)三八九—四〇九頁に全文が復刻、紹介されている。

(33)

新律条例を最初に紹介された藤田弘道氏によれば、新律条例には、第一次草案(明治五年八月奏進)再校草案(同年十月十三日進呈)、改正浄書案(同年十一月二十八日再進呈)、最終案(翌六年三月九日以降)の四種類があったとされる(藤田弘道「公文録」所載『新律条例』考)手塚豊編著『近代日本史の新研究』I・昭和五十六年・一六八頁)が、司法省が量刑に利用したものは、後述のごとく、二死三流一減法(新律綱領・名例律下・加減罪例条)を適用し、流三等(流刑は、一等、二等、三等の三段階に分かれ、三等が一番重刑とされていた——新律綱領・名例律上・五刑条)から一等を減じ徒三年としているところからみて、

三流一減を三減に改める規定の存在しない第一次草案であったと思われる。この第一次草案は、藤田弘道「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考(二・完)——改定律例の草案と覚しき文書について——」『法学研究』第四十六巻三号(昭和四十八年)七四—九九頁に全文が、復刻、紹介されているが、本稿でも、それを利用していただいた。以下においても、とくにことわりがないかぎり、新律条例の引用はこれによる。

(34)

『明治六年一月・袖珍官員録』・一八一葉表、一八二葉裏、一八五葉表裏、一九七葉裏。

(35)

なればこそ、司法省は、未だ草案の段階にあった新律条例に準拠したのであろう。

(36)

新律綱領・名例律上・五刑条および同・名例律下・加減罪例条によれば、「徒二年半」に二等を加等すれば、「流一等」となるはずであるが、明治三年十一月十七日・太政官達をもって頒布された準流法によって、「流一等」を「准流五年」としたか、新律条例第七条(名例律・五刑附例)の中の「凡流刑地方未タ定ラサレハ姑ク流刑ヲ停メ五徒ノ外別ニ流法ヲ設ケ獄則ニ照シ懲役ニ服シ限滿テ原籍ニ還ス 流一等 准流五年」を適用したものであろう。

(37)

『県治紀事補遺・処刑』国立公文書館蔵『岡山県史料』四十四の中、「明治五年中処刑」には、

十一月十日

磐梨郡松木村農

准流五年

黒田小太郎

三十三歳

右者去辛未年十一月二十五日夕磐梨郡村々百姓共  
多人數同郡大井村(白木宮)寄集候節罷越引受(難)願  
書相認其後呼出シ候節佗行中ト偽リ諸所へ潜伏罷  
在中此度ノ事件発頭人無之又ハ歎願之越御沙汰有  
之迄一人モ他行不相成或ハ貫米十分一ニ相成内迄  
飽迄愁訴可致旨相認同郡原村へ相廻シ同十二月朔  
日同郡村々百姓共多人數動揺之節相交リ不居申始  
末不埒ニ付入牢取調中相牢ノ者示談ニ同意当五月  
二日夕破牢致候段重々不屈至極ニ付処之

とあるので、明治五年十一月十日前後に判決の言渡が  
あったものと思われる。なお、前掲・長光徳和編『備  
前・備中・美作・百姓一揆史料』第五卷・一九〇六頁  
には、「岡山県治紀事」より同一の資料が復刻されて  
いるが、前掲「県治紀事・騒擾」には、この資料がみ  
えない。他の記事についても同様なことがみえること  
ろから、同書の編者は、「県治記事」と「県治紀事補  
遺」を混同しておられるのではないかと思われる。

(38) 守屋喜右衛門については、前掲「県治紀事補遺・処  
刑」の中の「明治五年中処刑」に、次のごとくみえて

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

いる。

十一月十八日

備中国賀陽郡板倉村農

斬罪

守屋喜右衛門

二十八歳

右者昨未年三月中生村ニ於テ窃盜相働候ニ付元岡  
山藩へ捕入咎申付候上ハ屹改心可致ノ処無其義尚  
当正月以来小田県下又ハ当管内ニ於テ一人立窃盜  
相働就中当管下津高郡横尾村出生泰蔵其外同類申  
合小田県下并当管内所々農家へ押入白刃ヲ以テ却  
シ亭主又ハ家族ヲ縛シ衣類金子共數多奪取刺へ入  
牢中破牢ノ示談ニ同意致ス始末不屈至極ニ付処之  
(39) 吉村による守屋等の脱獄計画の通報が六月二十三日と  
すれば、六月(日欠)の伺書は、それ以前に作成され  
たものであらう。

前註

- (1) 漢字は、現代一般に使用されているものに改め、合  
字、変体仮名についても普通のものに改めた。
- (2) ( ) 内は、すべて中山の註記である。

(一) 岡山県備前国磐梨郡田原下村農阿部清太郎  
発意ニテ同村農近藤嘉十郎外六名明治四年水災

明治四年・岡山県における農民騒擾に関する裁判資料(一)(中山)

ニテ年貢上納シ難キ歎願及フ可クト他村ヲ誘引  
シ為メニ各郡村々動揺為シタルニ付処刑方ノ件

(一) (明治五年十月二十四日付・司法省指令)

三輪田

賊盜律兇徒聚衆條例

多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗スト雖モ良民ヲ擾害スル  
ニ至ラサル者ハ流三等清太郎カ素志ヲ原ヌルニ水害  
窮乏ニ迫リ賑貸ヲ歎願スルニ在リ故ニ衆力ヲ以テ官  
許ヲ要セント欲スレトモ大里正ノ説諭ヲ受ケ退ク畢  
竟強訴横逼ノ類ト同シカラス因テ一等ヲ減シ

徒三年 阿部 清太郎

同上ノ從タルヲ以テ又一等ヲ減シ

徒二年半 近藤 嘉十郎

尾関 馬吉

素ヨリ徒党ニ与スルニ意ナク威逼ニ随ヒ犯情ヲ同村  
ニ波及スル者違令重キ咎四十

贖罪金三兩ツ、近藤 義三郎

太田 亀吉

犯情ヲ知り衆ヲ聚ルノ回文ヲ作ル者違令之重咎四十

贖罪金三兩宛

阿部 亀吉  
藤原 品藏

伺之通

無罪

田村 伊平次

縣

青木

松本

松岡

江藤

不明

(二) (明治五年六月日欠・岡山県処刑例)

扣

備前国磐梨郡田原下村百姓阿部清太郎外七人御仕置伺書

岡山県

備前国磐梨郡田原下村百姓阿部清太郎外七人吟味仕候処  
左之通

備前国磐梨郡田原下村百姓

阿部 清太郎

申六十六歳

右阿部清太郎義村方百姓近藤嘉十郎同尾関馬吉立出訴歎  
願之義申談俱々自村并他村之者共相誘ひ又ハ廻文等為認  
村々江相廻し去辛未年十一月廿五日夕村々之者多人歎  
梨郡大井村国木宮江寄集出張之村役人江歎願書差出し候  
節罷越し同十二月朔日同郡村々之者共一時ニ動揺致し同

郡大里正田原下村松本彦太郎同郡原村里正万代登与次右  
兩人居宅多人數之者乱暴致候節清太郎義者相交り不居申  
候得共初度発意ニ而多人數相聚メ候処より里村々人氣立再  
発暴動ニおよひ候始末不届ニ付絞罪可申附哉

申四十一歳

備前国磐梨郡田原下村百姓

近藤 嘉十郎

申四十歳

右近藤嘉十郎義村方百姓尾関馬吉俱々村方百姓阿部清太  
郎ニ同意致し出訴歎願之義申談他村之者迄相誘ひ又ハ廻  
文為認村々江相廻し去辛未年十一月廿五日夕村々之者多  
人數磐梨郡大井村国木宮江寄集出張之村役人江歎願書差  
出し候節罷越同十二月朔日同郡村々之者共一時ニ動揺致  
し同郡大里正田原下村松本彦太郎同郡原村里正万代登与  
次右兩人居宅多人數之者乱暴致候節嘉十郎義ハ相交不居  
申候得共初度清太郎ニ同意致し多人數相聚メ候処より里村  
々人氣立再発暴動ニおよひ候始末不届ニ付准流十年可申  
附哉

右尾関馬吉義村方百姓近藤嘉十郎俱々村方百姓阿部清太  
郎ニ同意致し出訴歎願之義申談他村之者迄相誘ひ又ハ廻  
文為認村々江相廻し去辛未年十一月廿五日夕村々之者多  
人數磐梨郡大井村国木宮<sup>江尾カ</sup>寄集出張之村役人江歎願書差出  
候節罷越同十二月朔日同郡村々之者共一時ニ動揺致し同  
郡大里正田原下村松本彦太郎同郡原村里正万代登与次右  
兩人居宅多人數之者乱暴致し候節馬吉義ハ相交り不居申  
候得共初度清太郎ニ同意致し多人數相聚メ候処より村々  
人氣立再発暴動およひ候始末不届ニ付准流十年可申付哉

備前国磐梨郡本村百姓

近藤 義三郎

申三十七歳

右近藤義三郎義磐梨郡田原下村百姓尾関馬吉より出訴之  
義申談候節其意ニ随ひ村方之者へ申伝へ去辛未年十一月  
廿五日村々之者多人數同郡大井村国木宮江寄集出張之村  
役人江歎願書差出し候節罷越同十二月朔日村々之者共多  
人數動揺之節罷越候得共乱暴之場江交り不居ニ付附隨  
ニヨリ無罪ニ可有御座哉

備前国磐梨郡田原下村百姓

尾関 馬吉

備前国磐梨郡本村百姓

太田 亀 吉

申四十九歳

人より頼ヲ受廻文相認去辛未年十一月廿五日村々之者多数磐梨郡大井村国木宮<sup>五</sup>寄集候節罷越同十二月朔日村々之者共多人數動揺之節モ罷越乱暴之場<sup>五</sup>ハ交リ不居申ニ付附随ニヨリ無罪ニ可有御座哉

備前国磐梨郡原村百姓

田 村 伊平次

申四十七歳

右太田亀吉義磐梨郡田原下村百姓阿部清太郎より出訴歎願之義申談候節其意ニ随ヒ村方之者へ申伝へ去辛未年十一月廿五夕村々之者多人數寄集候節并同十二月朔日村々動揺之節共相交不居申ニ付附随ニヨリ無罪ニ可有御座哉

備前国磐梨郡田原下村百姓

阿 部 亀 吉

申二十五歳

右田村伊平次義磐梨郡田原下村百姓近藤嘉十郎同尾関馬吉より出訴歎願之義申談候得共相断再度共動揺之節相交不居申ニ付無罪ニ可有御座哉

右之通ニ御座候御仕置之義別帳口書八冊并手続書二冊共相添此段相伺申候已上

明治五年壬申六月 岡 山 県

岡山 県印

右阿部亀吉義村方百姓阿部清太郎より出訴之義申聞且同人より頼ヲ受廻文相認メ去辛未年十一月廿五日村々之者多人數磐梨郡大井村国木宮<sup>五</sup>寄集候節罷越同十二月朔日村々之者共多人數動揺之節罷越候得共乱暴之場ニ者交リ不居申ニ付附随ニヨリ無罪ニ可有御座哉

備前国磐梨郡田原下村百姓

藤 原 品 蔵

申六十一歳

(未完)

右藤原品蔵義村方百姓阿部清太郎より出訴之義申談且同